



2026年4月28日

各 位

会社名 株式会社シーティーエス
代表者名 社長執行役員 横島 連
(コード番号：4345 東証プライム)
問合せ先 経営戦略本部 佐藤 真一
総務部長
(TEL. 0268-26-3700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月19日開催予定の当社第36回定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 定款変更の理由

- ① 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- ② 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長の選定に関して、取締役会決議をもって定めることとするものであります。
- ③ 当社は、最適な経営体制の機動的な構築を目的として、役付取締役の選定に関する規定の見直しを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2026年6月19日（金）予定
定款一部変更の効力発生日	2026年6月19日（金）予定

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) デジタル複合機ならびに同関連機材・部材・用品、 <u>電子計算機、電子機器および部品、事務用機械器具、事務用品の販売、賃貸、保守管理、修理</u>	(1) デジタル複合機ならびに同関連機材・部材・用品、電子計算機、事務用機械器具、事務用品の販売、賃貸、保守管理、修理
<新設>	<u>(2) 情報通信機器、電子機器および部品の製造、販売、賃貸、保守管理、修理</u>
<新設>	<u>(3) コンピュータシステム、通信システム、センサー、映像機器・装置および関連機材の製作、販売、賃貸、導入設置、保守管理、修理</u>
<u>(2)</u> (条文省略)	<u>(4)</u> (現行どおり)
<新設>	<u>(5) インターネット等の通信ネットワークを利用した情報提供サービス</u>
<u>(3) ~ (5)</u> (条文省略)	<u>(6) ~ (8)</u> (現行どおり)
<u>(6)</u> 前記各号に係るコンサルティング業務	<u>(9)</u> 前記各号に係る研修教育ならびにコンサルティング業務
<u>(7) ~ (16)</u> (条文省略)	<u>(10) ~ (19)</u> (現行どおり)
第3条~第5条 (条文省略)	第3条~第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第9条 (条文省略)	第6条~第9条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第10条~第11条 (条文省略)	第10条~第11条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(株主総会の招集権者および議長)
第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の <u>決議により</u> 、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、その議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた</u> 、取締役がこれを招集し、その議長となる。 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

<p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から<u>取締役社長</u>1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長</u>1名および<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた</u>、取締役がこれを招集し、その議長となる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役にこれに代わる。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および社長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役または<u>執行役員</u>の中から社長1名を選定する。</p> <p>第22条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>
--	---